山元町介護保険料所得段階区分及び保険料

≪令和６年度から令和８年度≫

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 所得段階 | 対象者 | 保険料率 | 保険料額（円） | |
| 月額 | 年額 |
| 第１段階 | 1. 生活保護受給者 2. 老齢福祉年金受給者で、世帯の全員が市町村民税非課税の人 3. 世帯全員が市町村民税非課税で、前年の合計所得金額と公的年金等の収入額の合計（公的年金所得を除く）が 80 万9千円以下の人 | 基準額×  0.285 | 1,568 | 18,810 |
| 第 2 段階 | 世帯全員が市町村民税非課税で、前年の合計所得金額と公的年金等の収入額の合計（公的年金所得を除く）が 80 万9千円を超え 120 万円以下の人 | 基準額×  0.485 | 2,668 | 32,010 |
| 第 3 段階 | 世帯全員が市町村民税非課税で、前年の合計所得金額と公的年金等の収入額の合計（公的年金所得を除く）が 120 万円を超える人 | 基準額×  0.685 | 3,768 | 45,210 |
| 第 4 段階 | 市町村民税課税世帯であるが、本人は非課税で前年の合計所得金額と公的年金等の収入額の合計  （公的年金所得を除く）が 80 万9千円以下の人 | 基準額×  0.9 | 4,950 | 59,400 |
| 第 5 段階 | 市町村民税課税世帯であるが、本人は非課税で前年の合計所得金額と公的年金等の収入額の合計  （公的年金所得を除く）が 80 万9千円を超える人 | 基準額×  1.0 | 5,500 | 66,000 |
| 第 6 段階 | 本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が  120 万円未満の人 | 基準額×  1.2 | 6,600 | 79,200 |
| 第 7 段階 | 本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が  120 万円以上 210 万円未満の人 | 基準額×  1.3 | 7,150 | 85,800 |
| 第 8 段階 | 本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が  210 万円以上 320 万円未満の人 | 基準額×  1.5 | 8,250 | 99,000 |
| 第 9 段階 | 本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が  320 万円以上 420 万円未満の人 | 基準額×  1.7 | 9,350 | 112,200 |
| 第 10 段階 | 本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が  420 万円以上 520 万円未満の人 | 基準額×  1.9 | 10,450 | 125,400 |
| 第 11 段階 | 本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が  520 万円以上 620 万円未満の人 | 基準額×  2.1 | 11,550 | 138,600 |
| 第 12 段階 | 本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が  620 万円以上 720 万円未満の人 | 基準額×  2.3 | 12,650 | 151,800 |
| 第 13 段階 | 本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が  720 万円以上の人 | 基準額×  2.4 | 13,200 | 158,400 |

※第 1 段階から第３段階については、介護保険法施行令により、それぞれに軽減割合が適用されます。

第 1 段階（基準割合0.455－軽減割合 0.17） ×基準額 5,500 円/月＝保険料額 1,568 円

第 2 段階（基準割合0.685－軽減割合 0.2）　　×基準額 5,500 円/月＝保険料額 2,668 円

第 3 段階（基準割合0.69　－軽減割合 0.005）×基準額 5,500 円/月＝保険料額 3,768 円